

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（船舶）特約書</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00020 沿革（略）</p> <p><u>令和5年1月30日 一部改正</u></p> <p>（以下「組合」という。）と株式会社日本貿易 保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保 険（船舶）の特約書を次のとおり締結するものとする。</p>	<p>貿易一般保険包括保険（船舶）特約書</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00020 沿革（略）</p> <p>（以下「組合」という。）と株式会社日本貿易 保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保 険（船舶）の特約書を次のとおり締結するものとする。</p>	
<p>（てん補範囲等）</p> <p>第4条 日本貿易保険は、第1条の規定により保険契約の申込みがな された対象契約については、申込後遅滞なく、約款第3条第1号、 第2号及び第4号のてん補危険について保険契約を締結するものと する。ただし、日本貿易保険は、附帯別表第3に掲げる対象契約に ついては、保険契約の締結を制限することができる。</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 日本貿易保険は、第2項に掲げる場合のほか、代金等の決済が起 算点（OECD輸出信用アレンジメントに定める起算点をいう。以下 同じ。）後2年未満に行われる対象契約にあっては、対象契約の 相手方（対象契約の締結の相手方と当該対象契約に係る代金等の支 払人が異なる場合には、当該支払人。以下同じ。）が保険契約の申 込時において名簿上EM格、EF格若しくはEC格に格付けされて いる場合又は名簿区分P若しくは事故管理区分Rの場合には、約款 第3条第2号又は第4号のてん補危険について約款第4条第12号<u>か</u> <u>ら</u>第14号<u>までのいずれか</u>に該当する事由により生じた損失をてん補</p>	<p>（てん補範囲等）</p> <p>第4条 日本貿易保険は、第1条の規定により保険契約の申込みがな された対象契約については、申込後遅滞なく、約款第3条第1号、 第2号及び第4号のてん補危険について保険契約を締結するものと する。ただし、日本貿易保険は、附帯別表第3に掲げる対象契約に ついては、保険契約の締結を制限することができる。</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 日本貿易保険は、第2項に掲げる場合のほか、代金等の決済が起 算点（OECD輸出信用アレンジメントに定める起算点をいう。以下 同じ。）後2年未満に行われる対象契約にあっては、対象契約の 相手方（対象契約の締結の相手方と当該対象契約に係る代金等の支 払人が異なる場合には、当該支払人。以下同じ。）が保険契約の申 込時において名簿上EM格、EF格若しくはEC格に格付けされて いる場合又は名簿区分P若しくは事故管理区分Rの場合には、約款 第3条第2号又は第4号のてん補危険について約款第4条第12号<u>又</u> <u>は</u>第14号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じ</p>	

<p>する責めに任じない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 第3項第1号及び前2項の規定にかかわらず、代金等の決済が起算点後2年未満に行われる対象契約であって、次の各号のいずれかに該当する場合には、日本貿易保険は、当該各号に規定する損失についてのてん補を輸出者等が希望し、日本貿易保険がこれを認めた場合に限りてん補する責めに任ずる。</p> <p>一 対象契約の相手方が保険契約の申込み時において名簿上G S格、G A格、G E格、E E格又はE A格に格付けされており、当該対象契約の契約金額が500億円を超える場合 約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第11号から第13号までのいずれかに該当する事由により生じた損失又は約款第3条第2号若しくは第4号のてん補危険について約款第4条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失</p> <p>二 対象契約の相手方が保険契約の申込み時において名簿上E M格又はE F格に格付けされている場合</p> <p>イ 当該対象契約の契約金額が500億円を超える場合 約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第12号若しくは第13号に該当する事由により生じた損失又は約款第3条第2号若しくは第4号のてん補危険について約款第4条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失</p> <p>ロ 当該対象契約の契約金額が500億円以下である場合（I L Cにより代金等が決済される場合を除く。） 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険について約款第4条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失</p> <p>三 対象契約の相手方が保険契約の申込み時において名簿上名簿区分Pであり、当該対象契約の契約金額が10億円以上である場合</p>	<p>ない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 第3項第1号及び前2項の規定にかかわらず、代金等の決済が起算点後2年未満に行われる対象契約であって、次の各号のいずれかに該当する場合には、日本貿易保険は、当該各号に規定する損失についてのてん補を輸出者等が希望し、日本貿易保険がこれを認めた場合に限りてん補する責めに任ずる。</p> <p>一 対象契約の相手方が保険契約の申込み時において名簿上G S格、G A格、G E格、E E格又はE A格に格付けされており、当該対象契約の契約金額が500億円を超える場合 約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第11号から第13号までのいずれかに該当する事由により生じた損失又は約款第3条第2号若しくは第4号のてん補危険について約款第4条第12号若しくは第14号に該当する事由により生じた損失</p> <p>二 対象契約の相手方が保険契約の申込み時において名簿上E M格又はE F格に格付けされている場合</p> <p>イ 当該対象契約の契約金額が500億円を超える場合 約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第12号若しくは第13号に該当する事由により生じた損失又は約款第3条第2号若しくは第4号のてん補危険について約款第4条第12号若しくは第14号に該当する事由により生じた損失</p> <p>ロ 当該対象契約の契約金額が500億円以下である場合（I L Cにより代金等が決済される場合を除く。） 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険について約款第4条第12号又は第14号に該当する事由により生じた損失</p> <p>三 対象契約の相手方が保険契約の申込み時において名簿上名簿区分Pであり、当該対象契約の契約金額が10億円以上である場合</p>	
--	--	--

<p>(契約金額が500億円以下であるものについて I L Cにより代金等が決済される場合を除く。) 約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第12号若しくは第13号に該当する事由により生じた損失又は約款第3条第2号若しくは第4号のてん補危険について約款第4条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失</p>	<p>(契約金額が500億円以下であるものについて I L Cにより代金等が決済される場合を除く。) 約款第3条第1号のてん補危険について約款第4条第12号若しくは第13号に該当する事由により生じた損失又は約款第3条第2号若しくは第4号のてん補危険について約款第4条第12号若しくは第14号に該当する事由により生じた損失</p>	
<p>(保険価額及び保険金額) 第5条 保険価額は、次の各号のとおりとする。 一～二 (略) 2 約款第3条第1号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は、前項第1号の額に次の割合を乗じて得た額とする。 一～二 (略) 3 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は、第1項第2号の額に次の割合を乗じて得た額とする。 一 (略) 二 約款第4条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由の場合には、次に掲げる割合 イ～ニ (略)</p>	<p>(保険価額及び保険金額) 第5条 保険価額は、次の各号のとおりとする。 一～二 (略) 2 約款第3条第1号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は、前項第1号の額に次の割合を乗じて得た額とする。 一～二 (略) 3 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険に係る保険契約の保険金額は、第1項第2号の額に次の割合を乗じて得た額とする。 一 (略) 二 約款第4条第12号又は第14号に該当する事由の場合には、次に掲げる割合 イ～ニ (略)</p>	
<p>附 則 <u>この改正は、令和5年3月20日から実施する。</u></p>		